

令和5年横審第31号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月5日05時15分

茨城県大津港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A	漁船B
総 ト ン 数	4.9トン	4.9トン
登 録 長	11.90メートル	11.90メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	462キロワット	450キロワット

3 事実の経過

(1) 茨城県沖合のしらす機船船びき網漁

茨城県沖合で行うしらす機船船びき網漁は、一そうびきのトロール漁業で、袋網の両端に袖網と約100メートルのロープがそれぞれ取り付けられた漁具を使用し、魚群探知機で魚群を発見後、片方のロープ端に連結したブイを海面に投げ入れ、魚群を取り囲むように旋回しながら、袖網、袋網、他方の袖網、ロープを順次投入した後、漂泊して揚網を行う方法であった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、しらす機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、前部甲板右舷側及び船尾に揚網用のローラーがあり、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室内左舷側に魚群探知機及びGPSプロッター、中央やや左舷側に操舵輪、右舷側にソナー、レーダー及び機関遠隔操縦レバーを備え、a受審人ほか甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年7月5日04時15分茨城県平潟港を発し、大津港南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着後操業を始めたものの、漁獲が思わしくなかったことから、漁場を移動することとし、レーダーを0.5海里レンジのコースアップ表示として発進し、05時13分僅か前大津港南防波堤A灯台（以下「南防波堤A灯台」という。）

から159度（真方位、以下同じ。）2.6海里の地点で、針路を198度に定め、13.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、定針したとき、前方にBとほか1隻を目視及びレーダーで認め、その後魚群の探索を開始し、05時13分半南防波堤A灯台から160度2.7海里の地点に達したとき、Bが正船首620メートルのところとなり、同船がトロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す形象物（以下「鼓形形象物」という。）を表示していなかったものの、同じしらす機船船びき網漁業に従事する漁船で、船首方向が変わらず、ほぼ漂泊した状態で乗組員が甲板上で揚網作業をしている様子から漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機で魚群を探索することに気を取られ、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けずに続航し、05時15分南防波堤A灯台から164度2.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの船尾に後方から12度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、しらす機船船びき網漁業に従事するモーターサイレンを装備したFRP製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室の右舷側に揚網用のローラーがあり、操舵室内左舷側に魚群探知機、中央にGPSプロッター及び操舵輪、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦レバーを備え、b 受審人ほか甲板員1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同

日 0 4 時 3 0 分大津港を発し、同港南方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、前示漁場に到着後 0 5 時 0 0 分操業を始め、衝突地点付近で、船首を 2 1 0 度に向け漂泊し、甲板上で甲板員と揚網を開始した。

b 受審人は、0 5 時 1 3 分半南防波堤 A 灯台から 1 6 4 度 2 . 9 海里の地点で、船首が 2 1 0 度を向いていたとき、右舷船尾 1 2 度 6 2 0 メートルのところに A を視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、甲板上で揚網作業を開始したとき、自船に接近する船舶を見かけなかったことから、衝突するような他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

b 受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに揚網を続け、0 5 時 1 5 分僅か前甲板員が右舷船尾至近に迫った A に気付いたものの、どうすることもできず、B は、船首が 2 1 0 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首外板に亀裂等を、B は、船尾に圧壊等をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理され、b 受審人が頸椎捻挫及び B の甲板員が頸椎捻挫、左上腕打撲等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、大津港南方沖合において、航行中の A とトロールにより漁ろうに従事している B とが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件当時、両船は互いに視野の内にあり、B は操縦性能を制限する網を用いていたものと認められ、鼓形形象物を表示しないまま、漂泊状態

で揚網作業を行っていたものであるが、事実の経過で示したとおり、両船ともしらす機船船びき網漁業に従事する漁船であり、Aが、Bの状態から同船がトロールにより漁ろうに従事している船舶であると判断できたと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大津港南方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、トロールにより漁ろうに従事しているBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、大津港南方沖合において、漁場を移動するため航行中、前方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機で魚群を探索することに気を取られ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に衝突のおそれがある体勢で接近する状況に気付かず、Bを避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人及びBの甲板員を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、大津港南方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、揚網作業を開始したとき、自船に接近する船舶を見かけなかったもので、衝突するような他船はいな

いと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらずに揚網を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自船の甲板員を負傷させるとともに、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月21日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明